

## 第1章 総則

### 第1条 (会員資格)

1. 会員とは、①本規約を承認の上、株式会社いよてつカードサービス（以下「甲」という）にいよてつカード spica card loan の入会申込みを行い、甲が適格と認め入会を承認した方、②株式会社日専連えひめ発行の日専連 e カードから切替発行された方をいいます。
2. 会員は、いよてつカード spica card loan(以下「カード」という)に関する一切の事項について、本規約を遵守するものとします。

### 第2条 (カードの貸与・有効期限)

1. 甲は会員1名につき、1枚のカードを発行し貸与します。なお、カードの所有権は甲に属します。
2. 会員は、カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面の署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。
3. カードは会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、担保提供することや、カード情報を使用させることは、一切できません。
4. カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとし、甲が引き続き会員として認める場合、有効期限年月に更新カードを発行するものとします。但し甲が定める相当期間内カードを使用されていない会員には、カードの更新を行わない場合があります。

### 第3条 (カードの再発行)

カードは原則として再発行いたしません。

ただし、カードの紛失、盗難、破損、汚損により、会員が希望し、甲が審査のうえ認められた場合はカードを再発行いたします。

その場合には、甲所定の再発行手数料をいただきます。

### 第4条 (暗証番号の登録)

1. 会員は、カードの暗証番号（4桁の数字）を入会申込時に甲に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または甲が暗証番号として不適切と判断した場合、甲の定める方法により暗証番号を登録することを承認するものとします。
2. 暗証番号は、他人に知られないよう十分に注意するものとし、会員の故意または重大な過失により、他人に知られたことにより生じる損害については、会員の負担するものとします。

### 第5条 (届出事項の変更)

1. 会員は、甲に届け出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定口座預金、暗証番号、家族会員等について変更があった場合には、遅滞無く甲に届け出るものとし、変更届けの手続き書類を提出するものとします。
2. 前項の届出がないため、甲から通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、1項の住所、氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

### 第6条 (退会並びに会員資格の喪失)

1. 会員は、甲に退会届けを提出することにより退会することができます。この場合直ちにカードを返却するか、カードに切り込みを入れて破棄するものとし、甲に対する残債務全額を完済

したときをもって退会といたします。

ただし、本規約に定められた支払日にかかわらず、残債務全額をお支払いいただく事もあります。

2. 甲は、次のいずれかに該当する場合、(1)(4)においては当然に、(2)(3)については、甲が会員資格の喪失を通知したときに会員資格を喪失します。
  - (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (2) 会員が本規約に違反したとき。
  - (3) 会員の信用状態に重大な変化が生じたり、あるいはカードの使用状況が適当でないと甲が判断したとき。
  - (4) 会員が反社会的勢力に該当するとき、または会員が甲に対して暴力的な行為脅迫的言動、不当な要求、または甲の信用を毀損、もしくは甲の業務を妨害する等の行為があったとき。

#### 第7条 (カードの利用可能枠)

キャッシングのご利用可能枠は、会員からの融資ご利用希望枠を元に甲が審査し決定した額とします。甲は、会員に対して、キャッシングの利用可能枠をカード発行時に通知します。尚、キャッシングについては利用可能額(枠)を増額の場合は、会員の希望を確認後に対応し、減額については本人に通知するものといたします。

#### 第8条 (手数料・利率の計算方法)

1. 手数料、利率(遅延損害金の利率を含む)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除いて1年を365日(うるう年は1年を366日)とする日割り計算方式による計算とします。
2. 甲は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る手数料率および利率を変更することがあります。

#### 第9条 (カードの盗難・紛失)

1. 会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、速やかに最寄りの警察署または交番にその旨を届けるとともに甲に連絡のうえ、所定の届出書を提出するものとします。
2. カードの紛失・盗難等により、万一カードが他人に不正利用された場合の損害は、前項の届出書を提出した場合といえども会員の負担となることに会員は異議ないものとします。

### 第2章 キャッシングサービス

キャッシングサービスの項目において、キャッシングサービス利用額、キャッシングサービス利用日、キャッシングサービスの利息、キャッシングサービスの利率を、以下では、利用額、利用日、利息、利率と表記します。

#### 第10条 (キャッシングサービスの利用)

1. 会員は、このカードにより金銭を借入れること(以下、「キャッシングサービス」という)ができます。
2. 会員は①甲が提携する他の金融機関等の現金自動貸付機または現金自動預払機(以下、両方併せて「ATM等」という)で所定の操作をする方法②その他、甲が指定する方法でキャッシングサービスを受けられます。キャッシングサービスのご利用日は、第18条第1項記載のお支払い口座へご利用金額が振込まれた日またはATM等をご利用された日とします。

3. キャッシングサービスの利用可能枠は甲の定める金額とします。
4. 甲が必要と認めた場合には、利用可能枠を減額し、あるいは、新たな利用を停止または廃止することができるものとします。
5. 会員が、次のいずれかに該当した時は、第6条とは別に、甲は会員に通知することなくカードの利用を停止することがあります。
  - (1) 貸金業法または日本貸金業協会自主規制に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合
  - (2) 会員の利用可能枠、甲との他の契約に基づく借入残高、および他の貸金業者からの借入残高の合計が、給与およびこれに類する定期的な収入の合計額の三分の一を超えた場合
  - (3) その他甲が会員として不相当と判断した場合
6. 会員は、会員の要請により貸金業法に定める交付書面の再発行を受けたときは、甲所定の書面再発行手数料を支払うものとします。
7. なお、利率は金融情勢の変動により相当の事由がある場合は変更する場合があります。

#### 第11条 (キャッシングサービスの返済方法と返済金額)

1. 会員は、キャッシングサービス利用代金を毎月月末に締切り、翌月10日(休日の場合は翌営業日)に会員があらかじめ指定した口座から自動振替により支払うものとします。
2. キャッシングサービスの利用による利用額の単位は1万円とします。なお、利用可能額を超えない範囲で下記方式により繰り返しご利用できます。
3. 返済方式は、元利定額リブルビング方式です。
4. 会員のご利用可能額および毎月の返済額は、入会申込時の会員選択希望コースを基に、甲が決定させていただきます。

(コースについて)

利用限度額		各利用限度額に基づきご指定いただける毎月の返済額		
		Aコース	Bコース	Cコース
①	10万円	5,000円	7,000円	10,000円
②	20万円	10,000円	15,000円	20,000円
③	30万円	15,000円	20,000円	25,000円
④	40万円	20,000円	25,000円	30,000円

5. 毎月の返済金額は、返済元金と第12条による利息、および延滞が発生した場合には遅延利息を合計した金額となります。

(返済期間・返済回数)

返済期間・返済回数は利用残高および方式に応じ、返済元金と利息を完済するまでの期間・回数となります。なお、利用可能枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高が変動するため、返済期間・返済回数も変更となります。

(例) 利用限度枠 10万円・毎月の返済金額が 5,000円の方が 10月10日に10万円をご利用になった場合。支払日毎月10日のケース返済回数・24回 返済期間・24ヶ月 返済総額・119,686円(平年の場合)

#### 第12条 (利息および利息計算)

1. 利率は実質年率 18.00%とします。ただし、金融情勢の変化などにより相当の事由がある場

合は変更することがあります。

2. 本利息計算は以下の通りとします。

利息＝利用残高×経過日数÷365日（うるう年は366日） 但し、利用当日に利用額の返済をする場合、会員は1日分の利息を支払うものとします。

3. 利息は、前回お支払後の利用残高に対し、お支払日の翌日から次回のお支払約定日までの日割り計算による金額となります。なお、新規利用は、利用日の翌日から翌月のお支払約定日までの日割り計算による金額が加算されます。

第13条（支払金の充当順序）

会員の甲に対する債務の支払がその債務の全額に満たない場合には、甲がどの債務のどの部分に充当するかは、甲所定の順序によるものとします。

第14条（繰上げ返済）

繰上げ返済については、約定支払日前に、残総額および一部を支払うことができます。なお、その際は事前にご連絡いただき、お支払いいただく金額をご確認のうえ、甲指定の口座へ振込み・指定窓口へのご持参等についてのご返済となります。返済日までの期間で日割り計算（1年を365日（うるう年は366日）として算出）した利息を、利用残高（元金）に加算してお支払いいただきます。

第15条（勧誘）

1. 本条の勧誘とは、貸付の条件を表示、または説明して行う働きかけ行為です。
2. 会員は、「個人情報の取り扱いに関する同意条項」第2条記載の目的で、甲が勧誘に関し当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申し出ができるものとします。
3. 前項の停止の申し出があった場合、甲は、会員の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも3ヶ月間）商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

第16条（キャッシングサービスの書面）

会員は、キャッシングサービスを利用した場合、貸金業法17条第6項および第18条第3項の書面交付に代えて、甲が一定期間の貸付および弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他甲所定の方法により交付すること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについてあらかじめ同意するものとします。

第17条（費用の負担）

1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、甲からの返金に要する費用、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および甲が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。
2. 甲は、約定支払日以降の日において、その一部または全部につき口座振替を行うことができるものとします。なお、会員からの要請に基づいて、口座振替を行う場合、会員は、再振替手数料を負担するものとします。
3. 会員からの要請に基づき、各種証明書を発行する時は、甲所定の手数料を支払っていただきます。

### 第3章 お支払方法その他

#### 第18条 (締め切り・支払方法等)

1. 会員のキャッシング利用は毎月15日に締め切り、翌月10日の約定支払日（休日の場合は翌日営業日）に、会員があらかじめ指定した金融機関の預・貯金口座から自動振替により支払うものとします。なお、請求代金の口座振替ができない場合には、当該金融機関との約定により、約定支払日以降利用代金の全額または一部につき口座振替ができるものとします。
2. 上記手数料の料率は金融情勢等の事情により変更されることがありますのでご了承ください。

#### 第19条 (請求明細)

1. 甲は会員の約定支払額、キャッシング利用残高等（第16条記載の一定期間の貸付および弁済その他取引状況を含む）の明細を記載した書面を当月末頃、会員にご利用代金明細書として、普通郵便で会員の届出住所へ郵送により通知します。ご利用明細書の内容について異議がある場合、通知を受けた後1週間以内に甲に申し出るものとします。（ゴールデンウィークや年末年始の多忙期には、集計の都合で郵送が遅れることがありますので予めご了承ください）
2. なお、第16条により交付するご利用代金明細書に記載された返済期間、返済回数返済期日または返済金額は当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした時は、変動します。

#### 第20条 (期限の利益喪失)

1. 会員は、次のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告を受けることなく甲に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、残債務金額を直ちに支払うものとします。
  - (1) 支払期日にキャッシングの返済金を、1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲において効力を有する。
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。または、一般の支払を停止したとき。
  - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分 of 申立てまたは滞納処分を受けたとき。
  - (4) 破産、民事再生手続、会社整理、特別清算、会社更生の申立てを受けたとき。また自らこれらの申立てをしたとき。
2. 会員は、次のいずれかに該当する場合は、甲の請求により甲に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。
  - (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
  - (2) その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。
  - (3) 会員資格を喪失したとき。

#### 第21条 (遅延損害金)

会員が甲に対する約定支払金額を約定日に支払わなかった場合には、約定支払額（元金分）に対しその翌日から完済に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（元金分）に対し期限の利益喪失の日から完済に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

キャッシング・・・・・・・・・・・・・実質年率 20.00%

## 第22条（合意管轄裁判所）

本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に係らず、第一審の専属的合意管轄裁判所を松山地方裁判所とします。

## 第23条（準拠法）

会員と甲との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国内法が適用されるものとします。

## 第24条（会員規約の改定）

本規約は、会員と甲との契約関係全てに適用されます。また、将来本規約が改定され、甲がその内容を会員規約の送付その他方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該変更事項を承認したものとみなします。なお、会員規約と相違する規程または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

## <個人情報の取扱いに関する同意条項>

### 第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）

1. 会員およびカードの利用を申込まれた方（以下「会員等」といいます。以下同じ。）は、本規約（本申込みを含みます。）に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意するものとします。

(1) 本人を特定するための情報（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、((SMS ショートメールメッセージサービス)の宛先としての番号を含む)メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等）、取引目的、職業、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した書面等に記載された情報に関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）。

(2) 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約内容に関する事項。

(3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、お電話等による照会・お問合せ内容・通信記録および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た情報。

(4) 本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出。当社が収集したクレジット利用および過去の債務の返済状況履歴。

(5) 会員等または公的機関から、適法、かつ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。

(6) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項。または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。

(7) 映像、音声情報（個人の肖像、音声を電磁的、または光学的媒体等に記録した事項）。

(8) 官報、電話帳、住宅地図等に掲載された情報等、公開されている情報。

(9) 各取引に関する会員等の支払能力を調査するため、会員等の、源泉徴収票、所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に取得した情報。

2. 会員等は、当社が与信後の

管理の一部または全部を委託するめに、第1項により収集した個人情報を保護措置を講じたうえで、

当該委託先に提供し、当該委託先がこれを利用することに同意するものとします。与信後の管理業務の一部についての委託先は以下のとおりです。なお、委託先の追加、変更があるときは別途ご案内いたします。

名称：ニッテレ債権回収株式会社 ☎03-3769-4611

所在地：〒108-0023 東京都港区芝浦 3-16-20 芝浦前川ビル

名称：NTS総合弁護士法人 ☎011-206-8371

所在地：〒060-0031 札幌市中央区北一条東 1-2-5 カレスサッポロビル 2階

3. 当社の事務（コンピュータ事務、代行決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が保護措置を講じた上で第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に提供し当該企業が利用することがあります。
4. 当社は、会員規約第6条により退会および会員資格の喪失した者の、個人情報を一定期間保有するものとします。

## 第2条（個人情報の利用）

会員等は、当社が下記の目的のために第1条第1項（1）（2）（3）（4）の個人情報を利用することに同意します。

- （1）当社のクレジット事業における新商品情報、新機能のお知らせ、関連するアフターサービス
- （2）当社の販売促進事業における市場調査、商品開発
- （3）当社の販売促進事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘
- （4）当社のクレジット事業における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査を含む）

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定のホームページアドレスによってお知らせしております。

※ホームページアドレス <http://www.iyotetsucard.co.jp>

## 第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

（本会員および本会員として申し込まれた方を併せて、以下では「本会員等」といいます。）

1. 本会員等は当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という）に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、本会員の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法および、貸金業法等により、本会員等の支払能力・返済能力の調査（与信判断および与信後の管理のため）目的に限り、それを利用することに同意します。なお、登録されている個人情報には同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報等同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。
2. 本会員等は本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録されることで、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力・返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

項 会社名	目 株式会社シー・アイ・シー（C I C）
①本契約に係る申し込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6ヶ月
②本規約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実等	契約期間中および契約終了日から5年間

※株式会社シー・アイ・シーは、割賦販売法、貸金業法の規定に基づく指定信用情報機関です。

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

フリーダイヤル 0120-810-414 ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

4. 当社が加盟する個人信用情報機関株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

①全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

5. 本条第3項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

6. 会員等は、本条第3項、第4項により当社が加盟する個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟



会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

#### 第4条（個人情報の共同利用および公的機関への登録）

1. 当社は、下記の目的のため、第1条第1項（1）（2）（3）の個人情報を、保護措置を講じた上で提携会社（以下「共同利用会社」という。末尾記載のとおり）に提供し共同利用することがあり、会員等はそれに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は当社となります。

（1）カードの付帯サービスの提供

（2）クレジット関連事業における市場調査・商品開発

（3）宣伝物・印刷物の送付等、クレジット関連事業における営業に関する案内

2. 会員等は、当社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関に個人情報を提供することに同意します。また、当社が本規約に基づくカード取引契約を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

#### 第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社および第3条で記載する個人情報情報機関並びに第4条で記載する共同利用会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

（1）当社に開示を求める場合には第8条記載の窓口または支店・営業所にご連絡下さい。開示手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

（2）個人情報情報機関に開示を求める場合は、第3条記載の個人情報情報機関に連絡してください。

（3）当社の共同利用会社等に対して開示を求める場合には、末尾記載の当社の共同利用会社等にご連絡してください。

2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やか訂正または削除に応ずるものとします。

#### 第6条（本人同意条項に不同意の場合）

当社は、会員等が本契約の必要な記載事項（契約書表面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条または第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

#### 第7条（利用・提供中止の申出）

本同意条項第2条および第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

#### 第8条（個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記の当社審査担当までお願いします。

株式会社いよてつカードサービス

〒790-0012 愛媛県松山市湊町6丁目6番地1 ☎089-921-1000 (代)

## 第9条 (本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条および第3条第2項の①に基づき、当該契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

## 第10条 (条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

《お問合せ・ご相談窓口》

1. キャッシングサービスのお問合せおよび個人情報の開示請求についてのお問合せ、ご相談は、下記、株式会社いよてつカードサービスにご連絡ください。
2. <貸金業務に係る指定紛争機関>
  - 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター ☎03-5739-3861
  - 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
3. 貸付条件を確認し、借りすぎに注意しましょう。

## 株式会社いよてつカードサービス

(登録番号 四国財務局長(10)第00051号)

(日本貸金業協会会員第001915号)

(四国経済産業局長 四国(包)第10号、四国(個)第1号-2)

〒790-0012 愛媛県松山市湊町6丁目6番地1 ☎089-921-1000 (代)

ホームページアドレス <http://www.iyotetsucard.co.jp/>

## <反社会的勢力に対する方針>

当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認(本人特定事項(氏名・住居・生年月日)、取引目的および職業等の確認)の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止すること等、当社の本契約上の義務の履行に応じかねることがあります。

1. 申込者および会員は、自身が、現在、次のいずれにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ①暴力団②暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者⑨その他前各号に準ずるもの(以下総称して「暴力団員等」といいます。)
2. 申込者および会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。
3. 会員が1項または2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
4. 当社は、申込者および会員が1項または2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、または会員による本規約に基づくカード利用を一時的に停止することができるものとします。カード利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。

5. 会員が、1 項または 2 項のいずれかに該当した場合、1 項または 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または 3 項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
6. 5 項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、5 項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
7. 5 項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。